

| | 書類 | 様式 | 資格要件 | | | |
|---|------------------------|------------|--------------|---|---|----------------------------|
| | | | 1 運転管理以上の経験が | 上 験 自 の 期 動 者 間 車 が の 3 運 年 転 以 経 | 定 公 を 安 受 委 け 員 た 会 者 の 認 | 左 記 以 外 の 者 |
| 1 | 副届出書 | 規則別記様式第11号 | 2 通 | 2 通 | 2 通 | 2 通 |
| 2 | 住民票の写し，旅券又は運転免許証等の写し | | 1 通 | 1 通 | 1 通 | 1 通 |
| 3 | 運転記録証明書 | | 1 通 | 1 通 | 1 通 | 1 通 |
| 4 | 運転管理経歴証明書（1年以上証明） | 別記第3号様式 | 1 通 | | | |
| 5 | 運転の経験期間を証明する書類（3年以上証明） | | | 1 通 (運転免許証の写しがない場合) | | |
| 6 | 資格認定書の写し | 規則別記様式第17号 | | | 1 通 | |
| 7 | 資格認定申請書 | 規則別記様式第16号 | | | | 1 通 |

- 備考 1 運転管理には，安全運転管理者又は副安全運転管理者の経験に限定されず，運転者を直接又は間接的に管理した経験があれば，その経験年数を含む。
- 2 「住民票の写し，旅券又は運転免許証等の写し」とは，住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合にあっては，旅券の写し），運転免許証等（第92条第1項に規定する運転免許証又は同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書。以下同じ。）の写しをいいます（鹿児島県道路交通法施行細則第13条第3項第1号）。
- 3 「住民票の写し」は，届出前6月以内に作成されたもので，複写（コピー）したものは不可とします。ただし，警察行政手続サイトによる届出については，スキャナで読み取ったデータでも構いません。
- 4 「運転記録証明書」とは，自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で，運転記録の証明に関する事項を記載したもの（過去3年以上又は5年以上のものに限る。）で，届出前3か月以内に作成されたものをいいます（鹿児島県道路交通法施行細則第13条第3項第4号）。
- 警察行政手続サイトによる届出は，スキャナで読み取ったデータでも構いませんが，その他の方法での届出については，運転記録証明書の原本を提出してください。
- 5 運転の経験期間を証明する書類とは，運転免許証等の写し，自動車安全運転センターが発行する運転免許経歴証明書等で運転経験期間が確認できるものです。
- 6 「左記以外の者」とは，運転管理経験がない者や運転管理経験が1年に満たない者等で，公安委員会の資格認定を受けようとする者が該当します。（備考1を参照。）